

平成 22 年 8 月
内閣府（防災担当）

被災者生活再建支援制度の適用要件の拡充について

- 今年の梅雨期は、全国的に大雨が降り続く中で、1時間に80ミリ、あるいは100ミリを超えるような猛烈なゲリラ豪雨により、局所的な被害が全国各地で発生した。
- このような被害に対し、従来の発想にとらわれず、国として幅広く支援できるよう検討を進めてきた結果、被災者生活再建支援制度について、甚大が住宅被害が広域的に散在している場合にも対応できるよう、政令改正を行う方針（予定）。
- 拡充する要件は以下のとおり
 - 全壊10世帯以上などの市町村を含む都道府県が2以上ある場合には、以下の要件に該当する全国の市町村に被災者生活再建支援法を適用する。
 - ・「5世帯以上」の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万未満に限る）。ただし、人口5万未満の場合には「2世帯以上」の住宅全壊被害で適用。
 - ・合併市町村については、合併により不利にならないよう、合併特例法と同様の措置（合併の年以降5年間は合併前の区域・人口で判断）をとるものとする。
- なお、本改正については、本年の梅雨前線による大雨災害から適用。
- 今後、全国知事会など関係期間と協議の上、政令改正の手続きを行う予定。